町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に関する専決処分 の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年(2016年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年(2016年)3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項に1号を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第86条の改正規定中「から第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

第40条第2項に次の1号を加える。

改正前

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 略

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に 掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「同 じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第59 条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介 護事業所をいう。)」を加える。

第86条中「、第38条」を「から第39条(第5項を除く。)まで」に、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「、第56条中」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

(6) 略

第86条中「、第38条」を「から第39条まで」に、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「、第56条中」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「、第62条第1項中「介護予防認知症対応型共同生活介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。